TOPIC

なくそう！官製ワーキングプア集会、北海道で2回目の開催

◇ 非正規労働に関わる二つの問題をテーマに

二〇一八年二月四日（日）、北海学園大学（札幌市豊平区）の教室（七号館二階D20番教室）を会場に、「第二回なくそう！官製ワーキングプア北海道集会」が開催された。前回の第一回集会（二〇一六年二月二〇日）からは二年ぶりとなる。平日夜や土曜日に比べて聴衆が集まりづらいとされる日曜日の開催ではあったが、約一五〇人もの参加者が集まり、関心の高さをうかがわせた。同日午前には、主に自治体議会議員を対象した学習会も開催された。

今次集会の主催者は、前回と同じく、「札幌市公契約条例の制定を求める会」（代表＝伊藤誠一弁護士）を中心に、市内の労働組合、弁護士団体、市民団体、研究機関など全一一団体が構成する実行委員会（代表同）である。当研究所も、二〇一四年度から所内に設置している「非正規公務労働問題研究会」（主査＝川村雅則・北海学園大学教授）の活動の一環として実行委員会に参画し、企画・運営に協力した。

今次集会のテーマとして取り上げられた問題は二つある。

一つは、自治体のいわゆる非正規公務員に関わる問題で、「地方公務員法」および「地方自治法」の二〇一七年改正により導入が決められた「会計年度任用職員制度」についてである。会計年度任用職員制度は二〇二〇年度施行とされており、各自治体は現在、この新制度を従来の臨時・非常勤職員の制度に代えて導入するために、所要の検討が求められている。新制度は、従来の臨時・非常勤職員制度と比べると、勤続期間の上限年数が撤廃される、空白期間の設定がなくなる、といった一定の改善効果をもたらす可能性がある一方で、同じ職種に就いているにもかかわらず、条件付き採用期間が毎年一カ月設けられるといった、いくつかの問題点も指摘されている。自治体の非正規公務員は、公共民間労働者や公共工事従事者などと並んで官製ワーキングプア問題の主たる当事者を占めるところ、新制度の明暗を見極めながら、各自治体での取り組みや職員労働組合の対応に注目する必要がある。

集会テーマのもう一つの柱は、民間の有期雇用労働者に関わる領域で、「労働契約法」の二〇一二年改正によって導入された、いわゆる「無期転換ルール」（第一八条）についてである。有期雇用労働者は「同一の使用者との間で締結された通算契約期間が五年を超える」場合、「労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」とされている。この規定は二〇一三年四月以降の有期労働契約が適用対象となったため、同規定に従った最初の無期転換者が現れるのは順当に行けば二〇一八年四月になる。有期雇用労働者の不安定な働き方を安定化させることが法改正の趣旨だったはずだが、現状を見渡すと、逆に通算雇用期間が丸五年を迎える時点での雇い止めや、空白期間を挟んでの通算雇用期間のリセット（クーリング）といった脱法行為が横行するという展開を見せている。官製ワーキングプア問題からはやや離れるが、一部の大学などで大量解雇の方針が提示されるなどの情勢が見られることから、二〇一八年春という時期における差し迫った課題として、今次集会テーマの二つ目の柱として取り上げられた。

◇ 改革骨抜きの民間部門、改革に逆行する公共部門

今次集会の構成は、①基調提起、②現場の取り組みの報告、③東京・大阪からの報告と連帯のあいさつ、の三本立て。

第一部の川村雅則・北海学園大学教授による基

調提起では、二つのテーマに関する現状分析と今次集会の意義が語られた。

まず無期転換については、どのような現状にあるのか、もっと言えば、当事者も含む労働者への周知がどれほど進んでいないか、使用者側の対応がどれほど厳しいものになっているのか、客観的な数値を提示しながら紹介された。

一方、会計年度任用職員制度については、自治体に「任用」される非正規公務員という立場の難しさと、民間よりもさらに改革が後れている公共部門の現状をあらためて確認した上で、地方行革による地方公務員の削減を背景として非正規公務員が増加するなかで、その労働条件をいかに安定化させるかが課題となっていること、新制度がそれに資するものになるためには各自治体の職員労組の果たすべき役割が大きいことなどが強調された。

続く第二部の「現場の取り組みの報告」では、九つの団体の関係者が登壇し、公務職場等における非正規労働者の組合組織化や労働条件の改善の取り組み（東神楽町社協職員組合、ＪＰ労組、さっぽろ公サ労）、会計年度任用職員制度への対応（札幌市労連）、無期雇用転換に関する市民向け講座の開催（札幌地区労連）や先進的な実践（コープさっぽろ）などが報告された。

このうち道内大学における無期雇用転換に関わっては、非常勤職員の「原則無期転換」をすでに実現させた室蘭工業大学職員組合の執行部関係者からはその成果について、大学の現行方針を撤廃させる運動に取り組む北海道大学教職員組合の執行部関係者からは、同方針の内容と撤廃運動の現況について、それぞれ報告された。

このほか、今回の現場報告であらためて確認されたのが、自治体の物品調達を通じた官製ワーキングプアの発生の実態である。全印総連北海道地連の執行部関係者からは、官公需印刷物の受発注におけるダンピングの実態と、こうした実態を適正化するために、公契約条例の制定、官公需印刷物への同条例の適用が必要であると強調された。

第三部の「東京・大阪からの報告と連帯のあいさつ」では、東京や大阪で官製ワーキングプア問題に取り組む団体の関係者などが登壇し、それぞれの取り組みの報告と今後の連帯への呼びかけが行われた。

このうちＮＰＯ法人官製ワーキングプア研究会の白石孝理事長からは、非正規公務員の公務災害補償制度について、多くの自治体で、正規公務員と非正規公務員の間に、適用の有無や補償内容において差別があるという現状が報告された。同研究会では今後、この問題で全国の自治体を対象とする実態調査に本格的に取り組んでいくとのことであり、北海道も含め、各地の関係団体などへの協力の求めがあった。

また、大阪から参加した森岡孝二・関西大学名誉教授からは、「官製ワーキングプア」という言葉には広義と狭義があり、広義にはあらゆる格差・貧困問題がこれに含まれるとして、公共部門と民間部門の枠にとらわれない、広い運動展開をこれからも進めていくべきだとの発言があった。

本集会に関する詳細な報告書は、川村教授により二〇一八年四月に作成・公開されている。当研究所のウェブサイトにも掲載されており、あわせて参照されたい。

http://www.hokkaido-jichiken.jp/04/kenkyu_hiseiki.html

＜編集部・正木浩司＞